

(補足説明)

本人確認法に違反するものとして、以下のような事例が認められた。

(事例 1)

取締役東京支店長(当時。以下「東京支店長」という。)は、投資アドバイザー会社を経営するAから「非居住者法人名義の口座を開設したいが、投資顧問業における無認可での投資一任業務と疑われるおそれや、運用益が自分のみなし所得とされるおそれがあるため、自分の名前を出さないでほしい」と要請され、Aが何らかの不正行為を行うとの認識を持ちながら、この要請を受け入れて、本人確認を行わないまま取引を受託、執行するよう部下に指示している。

* 本人確認法(平成15年1月6日施行)によると、法人が取引を行う場合、当該法人のほか、当該法人名義での取引の任に当たっている自然人についても本人確認を要する(法第3条第2項)とされており、本件行為は本人確認法に違反するものである。

(事例 2)

東京支店長は、Bから「特定銘柄の上場株式を大量(発行済み株式数の15%弱)に買い付けるため、非居住者で名義の異なる3法人での口座を開設したいが、自分の名前を出さないでほしい」と要請され、Bが3口座に分割して株式を買い付けることにより、外形上、証券取引法に規定する「大量保有報告書」の提出義務を免れるためではないかとの認識を持ちながら、この要請を受け入れて、Bの指定する者の本人確認を書類不備の状態で行い、取引を受託、執行するよう部下に指示している。

* 証券取引法第27条の23第3項において、大量保有報告書の提出義務は、自己又は他人の名義をもって発行済み株式数の5%以上を所有する者にも課されており、本件は、これに該当するおそれがある。